

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
平成24年12月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成24年12月19日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成24年12月19日 午後1時47分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第69号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第70号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第71号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第72号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第74号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第76号 平成23年度鞍手町病院事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第77号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第92号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術
管理者の資格基準に関する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第16 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う
関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な
特定公園施設の設置の基準に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第32 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標
(民生産業委員長報告)
- 日程第33 閉会中の継続事件

平成24年12月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第68号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○9番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定するものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第68号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第68号 平成23年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第2 議案第73号及び日程第3 議案第75号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は9月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第75号 平成23年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第4 議案第69号から日程第10 議案第77号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 69 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 70 号 平成 23 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 71 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 72 号 平成 23 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 74 号 平成 23 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 76 号 平成 23 年度鞍手町病院事業会計決算認定。

議案第 77 号 平成 23 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定。

本委員会は 9 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 69 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 70 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 71 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 72 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 74 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 76 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 77 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 69 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第69号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第70号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第71号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第72号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第74号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第76号 平成23年度鞍手町病院事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第77号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第11 議案第92号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第92号 専決処分承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)。

本委員会は12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第92号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第92号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第92号 専決処分の承認(平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第92号は委員長報告のとおり承認されました。

次に進みます。

日程第12 議案第81号から日程第22 議案第102号までの11件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例。

議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例。

議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例。

議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。

議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号。

議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号。

議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について。

議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更について。

議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について。

議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について。

本委員会は、12月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。
議案第 8 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 8 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 3 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 9 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 1 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に議案第 1 0 2 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
議案第 8 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 0 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 1 0 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 1 号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 2 号 地方独立行政法人くらすて病院の重要な財産に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 6 号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 7 号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 8 号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 3 号 平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 6 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 5 号 平成 2 4 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 9 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 9 8 号 地方独立行政法人くらすて病院に承継させる権利についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第23 議案第83号から日程第32 議案第99号までの10件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例。

議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例。

議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例。

議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例。

議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例。

議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置に関する条例等を廃止する条例。

議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。

議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号。

議案第 97 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号。

議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標。

本委員会は 12 月 12 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 83 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 84 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 85 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 89 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 90 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 91 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 94 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 96 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 97 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 99 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 83 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 84 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 85 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 89 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 90 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 91 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 94 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 96 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 97 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 99 号について討論はありませんか。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標について反対の立場で討論を行います。

鞍手町内及び周辺地域の人口動向を考慮し、高齢化に伴う充実した医療体制を整えるために整形外科の医療領域等の充実を図り、総合的な医療体制を確立することは地域及び周辺住民にとっても期待することが大きいと思われま

しかしながら、不足する医療機能の補完については、小児科の昼夜を問わない医療受診の機会を確保することが、子どもを持つ親の真の願いです。

小児科受診年齢は中学校卒業までです。町が子育て支援を言うのであれば、小児科の医療受診は大きな支援ではないでしょうか。

小児科の新設については、今まで何の努力もしていないとは思っておりません。絶対数が減っている小児科医の確保の難しさも理解出来ますが、この度新設される地方独立行政法人くらはて病院の当初の中期目標としては、小児科の設置に関し消極的な内容であると言わざるを得ません。

不足する医療機能を補完することは、地域住民にとって好ましいことと思いますが、若い世代が鞍手町を居住地として選択する、その大きなウエイトを持つ小児科の新設について積極的な対応、態度が伝わってこない、この中期目標を認めることは出来ません。

以上を理由として反対討論といたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 3 号 鞍手町道路構造の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 4 号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 5 号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 8 9 号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 90 号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 90 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 91 号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 91 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 94 号 平成 24 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 94 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 96 号 平成 24 年度鞍手町病院事業会計補正予算第 1 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 96 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 97 号 平成 24 年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第 1 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 97 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に議案第 99 号 地方独立行政法人くらて病院中期目標を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 99 号は委員長報告のとおり可決されました。
次に進みます。
日程第 33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成24年第6回定例会を閉会します。

閉会 13時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 武 谷 保 正

議員 宇 田 川 亮